

晴海二丁目都有地の借受けについて

☞ 月島地域における児童生徒数の増加に伴う学校施設の狭隘化に対応するため、晴海二丁目の都有地を区立学校のための敷地として借り受ける。

1 経緯

月島地域における児童生徒数の増加に伴い、学校施設の狭隘化が課題となっている。区はこれまで、区立学校の改築や教室増に向けた改修などにより対応してきたが、区有地において更なる対応を行うことは困難な状況であるため、晴海二丁目の都有地を借り受け、区立学校のための敷地として活用していく。

2 借受けに係る概要

- (1) 借り受ける都有地の概要
 - ・所在 中央区晴海二丁目106番1
 - ・面積 15,069.88㎡
 - (2) 契約形態
事業用定期借地権設定による借受け
 - (3) 契約期間（想定）※
令和11年4月1日（予定）から30年間
 - (4) 借受用途（想定）※
 - ・月島第一小学校の改築に伴う仮移転
 - ・晴海中学校の移転
 - (5) 契約期間満了後の取扱い
学校運営を継続する必要がある場合には再度借受けの協議を行う。
- ※契約期間及び借受用途については、今後の児童生徒数の動向等を踏まえて詳細を検討していくことから、現時点での想定

3 月島地域における児童生徒数等の想定

令和7年度当初

最大想定※

月島地域	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	確保可能教室数	不足教室数
小学校	4,570人	147学級	6,725人	216学級	198室	▲18室
中学校	1,108人	34学級	1,975人	65学級	46室	▲19室

※最大想定…

人口推計に加え、晴海地区の住宅供給フレームや月島地域における今後の大規模な住宅整備の想定から算出した最大の児童生徒数及び学級数並びにその時点で不足する教室数

4 借受範囲

